

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

オミクロン株 BA.5 系統への置き換わりが進むなかにおける
保育所等での新型コロナウイルス感染症発生時の対応の変更について

日頃より本市の保育・教育行政に御協力くださり、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、保育内容の工夫や日々の消毒、換気等に長期間にわたりご協力くださり、誠にありがとうございます。

令和 4 年 7 月 22 日付厚生労働省事務連絡に基づき、7 月 23 日付通知にて、濃厚接触者の待機期間短縮についてお知らせしたところです。

同事務連絡によると、「オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになって」きたとされています。近日、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増する一方、重症者数が抑えられている状況を踏まえ、社会経済活動との両立を図るため、保健所と改めて濃厚接触者の特定について協議をした結果、保育所等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について、次の通り変更いたします。

1 保育所等での濃厚接触者の特定の終了

この通知以降、保育所等での陽性者が発生した場合の濃厚接触者の特定は行わないこととします。つきましては、下記の通り対応をお願いします。なお、本通知受理前に濃厚接触者として特定した園児・職員については、従来通りの取り扱いとしますが、保護者からの申出があった場合は、園の調査により濃厚接触者として特定された園児についても、無症状であれば登園可能としてください。

(1) セルフチェックシートの提出の終了

濃厚接触者の特定は行わないため、区への提出は不要となります。

(2) 保護者への周知

次の通知を、全ての保護者に配付・配信等周知していただきますようお願いいたします。現時点の陽性者の有無や休園の有無に関わらず、ご対応をお願いします。

【別紙 1】オミクロン株 BA.5 系統への置き換わりが進むなかにおける保育所等における新型コロナウイルス感染症発生時の対応の変更について（保護者向け）(PDF)

2 濃厚接触特定までの休園の取扱いの終了

これまで一律に、陽性者が判明した翌営業日から濃厚接触者の特定（区の確認を含む）が終了する期間を陽性者と関係するクラス等のみ休園としていましたが、濃厚接触者の特定を行わないため、この取り扱いを終了します。

なお、感染等により保育士が複数出勤できないなど、保育提供が困難な場合のみ、区と協議の上、一部または全部休園とします。

3 陽性者判明時の対応の変更点

同じクラス内で、家庭内に感染者がいない複数の児童の感染が確認された場合など、園内での感染拡大が懸念される場合は、個人情報取り扱いに配慮したうえで、必要に応じて、陽性者が発生したクラスと人数について、全保護者に周知し注意喚起してください（別紙3「保護者周知例」参照）。

4 その他

(1) 施設職員向け「抗原検査キット」の配付

新型コロナウイルスの感染者の急激な増加にともない、施設の職員に感染の疑いがある場合に使用していただけるよう、施設宛に「抗原検査キット」を配布します。配送方法、時期、個数等については、抗原検査キットの確保が出来次第、順次お知らせします。

(2) 濃厚接触者となった乳幼児の待機期間について

7月23日付の当課からの通知にて、乳幼児に関する濃厚接触者の待機期間短縮についてお知らせしたところですが、7月25日の国説明会において、抗原検査キットによる待機期間短縮の対象外となることが確認されたため、次の通り修正します。

【訂正前】 濃厚接触者に特定されている場合において、待機期間の2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できれば、3日目で待機を解除することができます。なお、今回の厚生労働省の事務連絡においては、乳幼児を対象外とする記載はないため、この運用の対象となります。

【訂正後】 家庭内感染等で、濃厚接触者に特定されている場合において、待機期間の2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できれば、3日目で待機を解除することができます。なお、乳幼児は対象外とされ、待機期間は一律5日間となります。

5 添付資料

【別紙1】 オミクロン株 BA.5 系統への置き換わりが進むなかにおける保育所等での新型コロナウイルス感染症発生時の対応の変更について（保護者向け）（PDF）

【別紙2】 保護者周知例

【担当】 こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564

コロナ対応に関するQA

こども青少年局 保育・教育運営課 2022/7/25

	質問	回答
1	なぜ保育所等における濃厚接触者の特定をやめるのか。	オミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増する一方、重症者数が抑えられている状況を踏まえ、社会経済活動との両立を図るため、保健所と改めて濃厚接触者の特定について協議をした結果、保育所等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、施設による濃厚接触者の特定を行わないこととします。
2-1	同一施設内で陽性者が多数出た場合にも、休園や濃厚接触者の特定を行わないのか。	同一施設内での感染者数の多寡に係わらず、濃厚接触者の特定は行いません。ただし、園利用者の不安感に配慮し、必要に応じて、陽性者が確認されたクラス名や、感染規模（感染者数）については、個人が特定されないようご配慮いただいた上で、周知していただいております。 園利用者は、この情報を基に、自主的に登園自粛をするか判断します。
2-2	陽性者が発生したクラスの児童が登園している。当該児童は登園停止とすべきではないのか。	
3	従来であれば濃厚接触者に該当していた子どもも登園が可能になり、感染拡大の可能性がより高まる。園職員の安全性はどのように担保されるか。	発熱等の症状がある子どもについては、当然登園を控えていただくよう横浜市から通知しています。 一方、症状がある園職員については、速やかに自身の感染状況を確認できるよう、横浜市から抗原定性検査キットの配付を予定しています（配付時期等詳細は決定次第通知します）。 なお、本市から配付する抗原定性検査キットは園職員が使用するものであり、園児用ではありません。
4-1	参考情報として、市や区の確認を経ずに、園独自に濃厚接触者に準ずる人の特定及び保護者周知を行っても良いか。	厚生労働省から自治体への事務連絡を基に、横浜市の保健所及び保育園の所管であるこども青少年局で協議を行った結果、保育所における濃厚接触者の特定は行わないこととしました。 ご家庭ごとの登園自粛の判断には、陽性者が発生したクラス及び感染規模を周知することで行っていただき、園独自で濃厚接触者（及びこれに準ずるもの）をお知らせすることは行わないでください。また、保育士不足以外の休園及び登園自粛要請はできません。
4-2	濃厚接触者の特定をしないことでクラスターが発生したらどうするのか。園で独自に登園自粛要請を行ってはいけないのか。	
5	従来、濃厚接触者に特定された子どもは、当園を控えると保育料の日割り返還を市が行っていた。濃厚接触者の特定を行わないまでも、自主的に登園自粛をした保護者へ日割り返還をしないのか。	オミクロン株については、感染速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきており、感染者数が増加傾向にあっても、社会経済活動との両立を図るため、現時点で国は行動制限を設けない方針です。保育料の日割り返還により、登園を抑制する考え方は、この国の方針に反するため、登園を控えた場合の保育料日割り返還を行う予定はありません。

コロナ対応に関するQA

こども青少年局 保育・教育運営課 2022/7/25

	質問	回答
6	陽性者が出たクラスに在籍しており登園していたが、その後陽性者が続出した。わが子に体調の変化はないが、濃厚接触者にはならないのか。	同一クラス内での感染者数の多寡に係わらず、濃厚接触者の特定は行いません。引き続き、お子さまの健康観察を行っていただき、体調の異変や症状が現れた場合は、登園を控え、かかりつけ医等に相談してください。
7	陽性となったクラスに在籍しており、感染を避けるために別の一時保育施設での保育を希望したい。	陽性者及び濃厚接触者（家庭内に陽性者がいる場合等）を除いて、通常どおり登園していただけるため、他の施設のご利用はできません。